事務連絡

令和６年８月９日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

板橋区福祉部障がい政策課

**児童発達支援等における支援プログラムの公表に関する届出について**

　平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

　令和６年４月１日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、５領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・ 行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、インターネット等による公表が求められております。

　各事業所におかれましては、別紙「児童発達支援における支援プログラムの作成及び公表の手引き」等を参照のうえ、支援プログラムを作成、公表するとともに、区への届出をお願いいたします。

なお、**令和７年４月１日以降に、支援プログラムの公表及び区への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用**されることになりますのでご注意ください。

記

１　対象事業所

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援の各事業所

２　支援プログラムの作成、公表について

別紙の「児童発達支援における支援プログラムの作成及び公表の手引き」や参考様式等を参照しながら、支援プログラムの作成を行い、インターネットなどを利用して公表してください。

＜公表時の注意点＞

・　公表にあたっては、セキュリティ保護のあるサイト等（Facebook等、閲覧制限のあるサイトは不可）に掲載し、広く公表されるようにしてください。

・　施設内での掲示等特定の者しか見ることができないものについては、公表したこと

とはなりませんので、ご注意ください。

３　公表時期（届出時期）

支援プログラムを作成しましたら、速やかに公表を行うとともに、区へ届出をしてく

ださい。

４　区への届出方法

（１）提出書類

区ホームページ掲載の下記①、②をダウンロードして記入し、③とあわせて提出してください。

①　変更届出書（第３号様式）

　　　　※「１３　障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項」に〇をつけ、変更後の欄に「支援プログラム未公表減算なし」と明記してください。

②　支援プログラムの公表状況に関する届出書

③　事業所で作成、公表した支援プログラム

（２）提出方法・提出先

　　　郵送、窓口、メールのいずれかの方法で提出してください。

〒173-8501　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区　福祉部　障がい政策課　認定給付・指導係

（板橋区役所本庁舎南館３階24番窓口）

　　　　メールアドレス：f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp

　　　　※メール提出の場合には、件名を「支援プログラム公表の届出（事業所名）」と

してください。

５　減算の適用について

支援プログラム未公表減算については、令和７年４月１日以降、**支援プログラムの公表が届出されていない場合に適用**されます。届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について基本報酬から１５パーセント減算することとなっています。

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

担 当：板橋区　福祉部　障がい政策課　認定給付・指導係

ＴＥＬ：０３－３５７９－２３９２

ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９